

消費者トラブル注意情報～令和5年12月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

商品・サービス	相談内容の例	助言
商品一般 (不審な電話等のトラブル)	大手電話会社の収納代行会社を名乗るところから電話があり、未納料金があるとされた。 怖くて電話を切ったが、どうすればよいか。	身に覚えのない料金を請求する電話は、実際に利用したサービス等の請求ではなく架空請求の可能性が高いです。 電話はかけ直さず無視してください。 (参考)広島県消費者啓発情報サイト
カレンダー (身に覚えのないカレンダーが届いた等のトラブル)	心当たりのない団体からカレンダーが届き、振り込み用紙が入っていたが、支払わないといけなのか。	(届いた荷物の内容を確認したところ、)任意に寄付をお願いする趣旨のものであったため、寄付する意思がない場合は特に何もする必要はありません。 また、一般的に、家族や友人を含めて注文した覚えがない荷物については、荷物の発送元に覚えのない荷物であることを伝えましょう。 (参考)広島県消費者啓発情報サイト
他の行政サービス (マイナポイント事務局を名乗る詐欺メール等のトラブル)	「マイナポイント第2弾のお知らせ」などとマイナポイント事務局をかたったメールを信じて個人情報やクレジットカード情報を入力してしまった。 対処法を知りたい。	ネットで利用しているアカウントが乗っ取られたり、勝手に買い物やされたりするなど個人情報が不正に利用されるおそれがあります。 入力したパスワードを使いまわしている場合にはすぐに変更するとともに、不正利用されていないか確認しましょう。 また、今後別の詐欺メールや迷惑メールが送られるおそれがありますので注意しましょう。 (参考)国民生活センターHP

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・役務ごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談：(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト

[電子メール受付](#) ⇒



○お役立ち情報：X(旧 Twitter)



・「見守りねっと」メルマガ



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

■冬に増加する高齢者の事故に注意！ — 入浴中の溺水事故

○高齢者は加齢に伴う身体機能や認知機能の低下、病気や薬の影響などの要因によって思いがけない事故に遭う可能性があります。高齢者における冬場の入浴中の事故を防ぐため、入浴前、入浴時のポイントを確認し、快適で安全な入浴を心掛けましょう。また、身近に高齢者がいる方も、自分事として事故防止に取り組みましょう。

消費者庁の公表資料は、[こちらから](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課